地区とのタウンミーティング 議事概要

日時	令和6年2月6日(火)午後7時30分~午後8時30分
地区	南星台地区
場所	南星台集会所
参加人数	27人

テーマ1 星田エリア開発について

主旨(市民)

● 5丁目の創造の森の山を切り崩すと聞いてから3年ほど経過しているが、実際にされるのか。

市長

- 創造の森の整備については事業化に至らず、土砂災害特別警戒区域に指定されている。この山が原 因で、下の宅地部分も特別警戒区域に指定されている。
- 一方、星田周辺の池は地震や大雨で決壊すると星田駅周辺が浸水する恐れもある。山を削って出た 土を処分するのもお金がかかるため、山を削って生じた土砂を全現堂池に持って行くことで、危険 な山が無くなり周辺の利用も可能となり、全現堂池を埋めて売却が可能となる。
- 山は 2 億 4,000 万円をかけて削るが、費用の 3 分の 1 は国からの補助金を活用するため、実質 1 億 6,000 万円の事業となる。周辺の用途指定が宅地となっている部分は、1 億 2,000 万円で売却し、宅地が概ね 50 軒できる予定。会館を建てることを条件としたため、建設された後は交野市に寄付され、利用については南星台地区と話し合い決定する予定。
- 南星台地区は、土砂災害特別警戒区域、警戒区域が解消され、新しい宅地と会館が建設される。 星田財産区は、7億2,000万円のうち、市に寄付する額を除いた金額の収入があり、また全現堂池が宅地となり会館も建設される予定。おおよそ1、2年で造成工事が行われ、その後、宅地の造成等が行われる予定。
- 事業者が決定したため、調整の上、南星台地区と星田地区に工事説明会を実施する予定。

意見

- 工事の開始、終了時期はいつ頃か。工事を実施の際は土砂を全現堂池に運ぶことになるが、工事車 両がどの程度走るのか。住民への影響は。
 - →[市長]現状、当該事業者と仮契約の状態であり、3 月議会での議決をもって正式な契約となる。 開発は大阪府の許可を得て実施される予定で、令和8年4月から2年かけての工事となる。 開発 許可権限は大阪府にあるため、許可を得た時期によって工事の完了が前後する可能性がある。
 - どれ程の工事車両が通るかは、今後、市と事業者にて工事説明会が実施される予定であるが、南星台の宅地の中を通るのではなく、バスが通っている道を通り全現堂池まで向かう予定。
- まだ業者が決まっていないという話だったが、先日、回覧板にてトラックの通行経路が示された紙がまわってきた。地図だけで説明がない。
 - →[市長]落札業者は野村工務店であり住宅の販売業者である。工事は他市の事業者が実施予定であ

るが、議会にもまだ伝えておらず具体的に言うことはできない。回覧でまわっているのは把握していないが、正式には議会の議決を得て、改めて皆様に説明する予定。

- 会館ができるのであれば、今の集会所の処分も含めて、住民にとって望ましい交流の場ができれば と思っている。住民参加で、望ましい会館のあり方について意見を申し上げる場を設けていただき たい。
 - →[市長]工事の条件で、山を削って 800 平米の広場を作るとしており、この広場は後に公園にすることも可能。会館についても必ず建設するように条件を提示しており、デザイン等は今後の協議によるもの。市としては、今後も皆様の声を聞いて、それを反映した会館となるよう検討したい。広場も増設されるため健康遊具等の設置も行いたい。現在の集会所については地区と話し合い決定したい。
- 広場ができ住宅が建つということであるが詳細を伺いたい。工事の進捗状況に応じて、定期的に住 民への説明会を開催していただきたい。
 - →[市長]バスロータリーよりも北側のうち、山になっているところは削って広場にする予定。それよりも西側の宅地が多くなっている部分は宅地になる予定。バスロータリーよりも南側は、1 軒 200 坪近い宅地となり、宅地の間に境界は設けず広い宅地になると聞いている。
 - 交野市が所有している全ての山を売却するものではなく、今回売却するのは、過去から住宅地として指定されていたところに限り、残りの山の部分の所有権は市に残り、使用用途は住民の皆様等と相談の上決定したい。市民創造の森が無くなるというものではない。市としても工事業者に対しては、定期的に説明会を実施できないかということは意見として申し述べたい。
- この地域には駐車場がない。地域の方は駐車場をお持ちだが、一家に何台も車をお持ちの方は停めるところがなく路上駐車するということになるが、それは良くないと様々なご意見がある。会館を建設し駐車スペースもあると思うが、それ以外に駐車可能なスペースがあるとありがたい。
 - →[市長]会館の建設に伴い、広場が約 900 平米造成される予定。利用方法は、今後の皆様等との協議の上決定していく。広場に隣接している土地が市の所有地でもあるため、そこを含めて駐車場をどうするか地区で意見を取りまとめていただき、必要であれば市として協力も検討する。

テーマ2 公共交通について

主旨(市民)

・ 市役所、ゆうゆうセンター、駅に行くにもルートがなくなってきており困っている。
市としてどのように考えているのか。

市長

- 令和2年5月にゆうゆうバスが廃止された。一時期、1時間に1本河内磐船駅に行く路線のみになった時期もあったが、令和4年10月からこの地域のバス路線については、左回りと右回りの2つに戻り、星田駅に行く便が1時間に1本、フレンドタウンを通り迂回して交野市駅に行く便がある。
- フレンドタウンについては、当初、藤が尾から線路の下を通り抜ける道も予定していたが、当該地 区の反対もあり現在もできておらず、迂回してまわることから河内磐船駅には行くことができな

い状況となっている。河内磐船駅に行けなくなったという声は、南星台のみならず妙見坂や妙見東からも聞いている。

- 現状、市としてはバス路線がないところにワゴン車を走らせ、ワゴン車の延伸やバス停の設置を行っている。今年の8月からは梅が枝、松塚、郡津地区に国の補助金を活用し有償でワゴン車を走行させる予定。現在、令和7年度以降の協議を行っているが、香里園から交野市駅を通り津田に行く路線は今後も継続され、京阪バスの交野営業所が残ることから交野市駅から星田駅、コモンシティ星田、星田山手、星田西の路線は残ると考えている。
- 市としては、残りの空白のエリア、南星台、妙見坂、妙見東、藤が尾、私市、私市山手、私部、青山、向井田地域の公共交通をどうするか、どのような路線を引けば隈なくまわることができるかを協議しており、改めてその結果をお示しする予定。

意 見

- 南星台のバス停から仕事に通っているが、このまま仕事に通おうと思うと、南星台から引っ越すか 仕事を辞めるかのどちらかになっている。高齢の方や病院行く方も大切だが、もう少し働いている 方にも優しくしてほしい。
 - →[市長]市として、全ての人に対して行きたいところに行けるようにするのが理想ではあるが、 現実問題として困難であり、全ての人が利用したい時間に利用できるようにするのは難しい。こ の4月から国の法改正により、京阪バスにおいても多くの路線撤退が行われている。行政におい て現在の法律の中でできることには限界がある。
- 中国やアメリカでは、AI を用いた自動運転での公共交通が出来つつあるが、交野市が全国に先駆けてレベル4のトライアルをすることは考えているか。
 - →[市長]定期的に電話世論調査を実施しているが、バスに対する市民の方の期待は強い。MOBIというアプリがあるが、スマートフォンでの予約が必要であり、予約できない人も出てきてしまいタクシー自体も不足している状況。今回、梅が枝、松塚、郡津でタクシー運転手の方にワゴン車を運転していただくが市外の方に来ていただいている状況である。他の自動運転も検討しているが、GPSの特性上、実現は困難である。まずは、現在のバス路線で1時間に1本は残したうえで、市が負担をしてでも別の方法を検討していきたいと思っている。
- 星田駅で星田交通以外のタクシー会社を見かけたことがないが、他のタクシー会社も停められるようにならないか。
 - →[市長]交野市内では星田交通以外についても利用できる状況。業界全体として運転手不足であり、結果として、星田駅付近に営業所がある星田交通が目立つ状況であるが、市として利用を制限しているものではない。

テーマ3 通学路の安全について

主旨(市民)

● 南星台から通称地獄坂を降りて信号に行くまでの間、歩道がどんどん狭くなり、信号に近いところ

では歩道が無くなってしまう。小学校も中学校も通学路になっており、片側は水路になっているためそこを歩道にできないか。

● 以前は、田んぼにフェンスが無く歩行者はあぜ道に避けることができた。 水路にふたをできないか市の道路河川課に聞いたが、開渠になっているため難しいと言われた。 実際には、必要なところはふたをして道路ができている。何とかしてもらえないか。

市長

- 妙見坂小学校の児童については、南星台 3 丁目で、横断歩道を約 1 年前に設置済みであり、安全 に渡れる通学路になっている。新しく家ができたが、グリーンベルトを渡ると交野市の都市計画道 路があるため、その歩道を通って安全に通学できると考えている。
- 当該箇所は南星台の一部をくりぬいて開発し、その際に歩道を整備しなかったことが原因である。 所有権等の問題もあり、すぐに解決できる問題ではない。

水路は原則蓋かけをしないものである。宅地開発する際の進入路は一部蓋かけがされている。農業 用倉庫のところで、一部蓋かけがされているケースもあるが過去の経過でそうなったと考えてい る。原則、危険だと市が判断した場合は、ガードレールや転落防止策の設置はできるが、全ての水 路に蓋かけはできない。当該水路は氾濫する川でもあり、周辺の宅地も浸水区域になっており、現 実、蓋かけは困難である。

隣の農地が開発されるタイミングでしか整備が困難な状況。

意見

- 農業用水で使われる方もおられ全部は無理であるが、極端に細くなっている部分だけでも蓋かけ はできないのか。
 - →[市長] 開発で出来た道路を変えるというのは、他の地域との公平性の問題もあり、特定の地域 に実施するのは困難である。市として、今後開発される際に開発業者と協議を行い、通路の拡幅 を要請することはできるが、それ以上は困難である。
- - →[市長]それであると道路の要件を満たさないため、不十分な対応は市としてはできない。
- 通学路の安全性はどこで図るのか。事故が起こらないような対策は。
 - →[市長]地域、保護者と学校とで協議を行う。市として事故に対する対策は講じているが、当初から危険であったところをすべて安全にするのは困難であることをご理解いただきたい。
 - 皆様や各校区から学校を通じて学務保健課に通学路の要望をいただいているが、優先順位をつけて順次実施している。
- 川の所有はどこになるのか。
 - →[市長]法定外公共物であるため市になるが、管理は水利組合等に任せている。水利組合の同意なく市で何らかの対処は困難である。同意があってもお金がかかり、反対側の家の外壁も削る必要があり困難である。進入路として、その方がお金を出されて、蓋、橋や道路をすること自体は、水利組合の同意等があれば可能となっている。
- お金の問題と子どもの安全をどのように考えるのか。

→[市長]安全か否かはまた別の議論であると考える。当該場所は、小学生の通学路ではなく、市として小学生の通学路はきっちり対応しており、運転する方も地域の住民であることから、お互いの理解があればそれほどまでに危険になるとは考えにくい。